

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		栃木市観光情報物産館利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市観光情報物産館条例第 8 条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日 設定 平成 年 月 日 最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市観光情報物産館条例第 8 条及び第 9 条
	参考事項	栃木市観光情報物産館条例施行規則
	設定等年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終変更
	【 基 準 】 栃木市観光情報物産館条例抜粋 (利用承認) 第 8 条 コエド市場又はわいわい工房を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。 2 前項の規定により承認された事項の変更については、同項の規定を準用する。 3 市長は、第 1 項の承認に必要な条件を付することができる。 (利用の制限) 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。	